

答 申 個 第 1 1 2 号
令 和 3 年 1 1 月 9 日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 北 村 和 生
(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市個人情報保護条例第36条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和2年11月11日付け保障第489号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

専門的な職業リハビリテーションを提供していた根拠文書の不存在による非開示決定事案（諮問個第263号）

1 審査会の結論

処分庁が行った不存在による非開示決定処分を取り消し、改めて開示決定又は非開示決定を行うべきである。

2 審査請求の経過

- (1) 審査請求人は、令和2年9月1日に、処分庁に対して、京都市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、「職業センターが開示請求者に対して専門的な職業リハビリテーションを提供していた事を裏付ける根拠文書」の開示を請求した（以下「本件請求」という。）。

※ 上記以外の請求文書については、本件審査請求においては争点とされていないため、記載を省略する（以下同じ）。

※ 職業センターとは、「独立行政法人高齢・障害・求職者支援機構京都障害者職業センター」を指す（以下同じ）。

- (2) 処分庁は、本件請求に対し、不存在による非開示決定処分（以下「本件処分」という。）をし、令和2年9月4日付けで、その旨及びその理由を次のとおり審査請求人に通知した。

（理由）

弁明書保障第212号*において、「障害者に対する専門的な職業リハビリテーションを提供する施設である「独立行政法人高齢・障害・求職者支援機構京都障害者職業センター」としているのは、同機構のウェブサイトに掲載された一般的な情報を記載したものであり、本市が保有する公文書を根拠として記載したものではない。したがって、職業センターが開示請求者に対して専門的な職業リハビリテーションを提供した事を裏付ける根拠文書は存在しない。

※ 本件審査請求とは別の審査請求において処分庁が作成した弁明書を指す。

- (3) 審査請求人は、令和2年10月27日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

3 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 処分庁の主張

弁明書及び審査会における職員の説明によると、処分庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 本件請求に係る文書について

本件請求は、審査請求人による別の審査請求事案について、審査請求人に対して送付した弁明書保障第212号において、職業センターに関し「障害者に対する専門的な職業リハビリテーションを提供する施設である」と記載したことに対し、その根拠となる記録を開示するよう求めたものである。

審査請求人は、本件請求に係る文書として、職業センターが作成した職業評価の結果及びリハビリテーション計画等（以下「職業評価」という。）の写しを京都市発達障害者支援センターかがやき（以下「かがやき」という。）が保有している（別途、審査請求人からの請求に対し開示した文書）ため、これを特定しないのは裁決書（審査請求書添付書類「資料1」）の記載内容と矛盾があると主張している。

(2) 文書が存在しないことについて

かがやきにおいて、「職業評価」の写しを保有していることは審査請求人の言うとおりであり相違はない。

しかし、弁明書保障第212号における「障害者に対する専門的な職業リハビリテーションを提供する施設である」との記述は、第三者機関である京都市情報公開・個人情報保護審査会の委員に対して、職業センターを短い文言で御理解いただけるよう説明したものである。

職業センターは本市の機関ではなく、国の独立行政法人であり、ウェブサイトに掲載されている情報をもとに当該弁明書に記載したものであって、本市が保有する公文書を根拠に記載したものではないため、本件処分を行ったものである。

また、かがやきは職業センターと連携しており、審査請求人の主張する「職業評価」を職業センターから取得しているが、本市の機関ではない職業センターが実施した職業評価等をもって、審査請求人に対し専門的なリハビリテーションを提供したと本市が判断できるものではない。

したがって、当該文書を本件請求に係る文書として特定する理由がないため、本件請求に係る文書は取得も作成もしていない。

(3) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

5 審査請求人の主張

審査請求書、反論書及び行政不服審査法に基づく口頭意見陳述における審査請求人の主張によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 処分庁は開示請求対象文書が存在しない旨を主張しているが、それは以前に交付されている裁決書に於いて記載されている内容と矛盾している。当該裁決書に於いて以下の記述が為されている。

① 本件公文書※は、職業センターが障害者等に対して実施する職業評価（中略）における評価結果及び職業リハビリテーション計画等の記録として被評価者ごとに作成された資料である。

② 本件公文書の特定においては、かがやきが保有する被相談者に係る記録を全件探索したうえ、●●が作成した資料を抽出したものである。

要するに、①「職業評価」には評価結果及び職業リハビリテーション計画等が記載されており、②かがやきはそれを保有しているのである。従って開示請求対象文書は「職業評価」と考える事が可能である。

※ 当該裁決書における「職業センター元職員●●が作成した「職業評価」」をいう。

(2) 一方で別の解釈も成り立つ。前述した議論は飽く迄職業評価という公文書が物理的に存在している事を示すにしてもそこに何が書かれているのかは問われていないので以下ではそれについて議論する。

前述した通り「職業評価」という公文書が物理的に存在するとしても、それだけを以て職業センターが専門的な職業リハビリテーションを提供していた証拠には為らず、それが証拠に為るか否かはその記載内容の適否によらなければ為らない。

審査請求人は既に独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に対して記載内容の適否に係る根拠を開示請求しているが、その回答は「根拠不存在」である。即ち「職業評価」に於いて諸々の記述が為されているが、それを裏付ける根拠やそれが適切である根拠は一切に於いて「不存在」とであると認められている。尤も●●のみを対象にしているので、これ以外の職員が作成した「職業評価」も同様であるか否かについて審査請求人は不知である。

以上を踏まえると、「職業評価」という公文書は確かに存在するとしても、その記載内容は全て虚偽であるので、それを以て職業センターが審査請求人に対して専門的なリハビリテーションを提供していないと断ずる事は可能である。

- (3) 弁明書に於いて処分庁は「かがやきにおいて、(中略)相違はない」、「また、かがやきは(中略)取得している」と書いているが資料5※に於いて「文書特定の段階では、当該文書の存在は明らかになっていなかった」と書いているので両公文書は矛盾している。

※ 審査請求人が行った別件の開示請求に対する不存在による非開示決定通知書を指す。

- (4) 処分庁は「しかし、(中略)説明したものである」、「職業センターは(中略)記載したものではない」と書いているが、要するに情報公開・個人情報保護審査会に説明する為にかがやきが保有している職業評価等の写しを根拠にする事無く、また職業センター等に確認する事も無く、単に web site に掲載されている情報を鵜呑みにしてそれをそのまま書いたと自白しているので、結局処分庁は本件に於いて何一つ調べていない事に為る。

- (5) 更に処分庁は「本市の機関ではない職業センターが(中略)判断できるものではない」、「したがって、(中略)特定する理由がない」と書いているが、資料8※に於いて「「職業センターでの職業評価【終了】」との記載が認められることから、かがやきが職業センターと連携しながら審査請求人の就労支援をしていることが分かる」、「かがやきが審査請求人に対して個別支援計画書を作成し、職業センターとの連携の下、就労支援を行っていたことは事実である」と書いているので両公文書は矛盾している。

※ 審査請求人が行った別件の審査請求に対する処分庁の弁明書を指す。

6 審査会の判断

当審査会は、処分庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件審査請求の争点について

処分庁が行った不存在による非開示決定処分に対し、審査請求人は、処分庁が保有する「職業評価」を特定できると主張している。

よって、当審査会は、本件請求に対し「職業評価」を文書特定することの妥当性について以下検討する。

(2) 「職業評価」について

処分庁の説明によると、審査請求人の主張する「職業評価」とは、職業センターが作成した職業評価の結果及びリハビリテーション計画等であり、当該文書は、職業センタ

ーが行った審査請求人への就業支援に関する記録である。

(3) 本件処分について

ア 処分庁は、「職業評価」を保有していることを認める一方で、処分庁の機関ではない職業センターが審査請求人に対して専門的な職業リハビリテーションを提供していたか否かを判断する立場にないことから、本件請求に対し「職業評価」を文書特定する理由がないと主張する。

イ しかしながら、このような処分庁の解釈では、本件請求のような場合に、他機関が行ったサービス等の内容を処分庁側が実質的に評価できないことを理由にして、当該機関から取得した当該サービス等の記録を開示し得ないことになり、請求対象とすべき公文書の範囲を狭めることになる。このような解釈は、自己の個人情報の所在と内容を知り得る手段として開示請求権を保障する個人情報開示制度の趣旨に照らせば、適切とはいえない。

ウ 処分庁によると、職業センターが「障害者に対する専門的な職業リハビリテーションを提供する施設である」ことは、独立行政法人高齢・障害・求職者支援機構のウェブサイトに掲載されているということである。

エ そうすると、職業センターが専門的な職業リハビリテーションの提供を担うべき施設であることは明らかであり、当審査会としては、そのような職業センターが業務遂行の中で作成した「職業評価」に審査請求人に対して職業リハビリテーションを提供したことが記載されているのであれば、少なくとも当該「職業評価」は本件請求内容を満たす公文書に該当すると判断する。

オ なお、以上の判断は、条例に基づく開示請求権の解釈として行ったものであって、「職業評価」の記載内容についての実質的な評価を示すものではないことを、念のため申し添える。

(4) 結論

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

令和 2 年 1 1 月 1 1 日 諮問

1 2 月 1 0 日 諮問庁からの弁明書の提出

令和 3 年 1 月 1 2 日 審査請求人からの反論書の提出

5 月 1 0 日 諮問庁からの口頭意見陳述記録書の提出

(令和 3 年 3 月 5 日開催)

7 月 1 3 日 諮問庁の職員の口頭理由説明 (令和 3 年度第 3 回会議)

8 月 2 4 日 審議 (令和 3 年度第 4 回会議)

9 月 2 4 日 審議 (令和 3 年度第 5 回会議)

1 1 月 9 日 審議 (令和 3 年度第 6 回会議)

※ 行政不服審査法第 3 3 条, 第 3 4 条及び第 3 6 条に基づく手続を行うよう審査請求人から申立てがあったが, 当審査会は, これらの手続を経なくても十分な審議が可能であると判断し, いずれも実施しなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第 2 部会 (部会長 毛利 透)